監第１１１６号

平成３０年３月２７日

熊本県建設産業団体連合会会長　様

熊本県土木部長

下請契約報告取扱事務要領に基づく「施工体制台帳等の作成マニュアル」

の一部改訂について（通知）

　このことについて、下記のとおり標記マニュアルの一部を改訂しましたので、通知します。

　つきましては、今後の下請契約報告事務の取扱いについて適切に処理されますよう、貴団体所属の皆様へ周知していただきますようお願いします。

記

１　改訂の理由

　　建設業法関係省令の改正により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされ、今般、建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習が定められたため。

２　改訂の内容

　　マニュアルの「（参考３）建設業法における技術者制度」中、「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」を別紙のとおりとする。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課

建設業班　担当：

Tel：096-333-2485（直通）